

広島県告示第七百五十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和三年八月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
似島七百四十三地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を平成四年十一月十六日広島県告示第千百六十三号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿つて結んだ線、標柱二号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域。
ただし、標柱一号及び二号は告示で指定した土地に存する標柱五号及び四号と同一とする。

市・区	広島市南区				
町	似島町				
大字					
字	家下				
地番	二八七番一	七四四番一	七六四番一	二四五番	二六四番
標柱番号	標柱一号	標柱二号及び三号	標柱四号	標柱五号	標柱六号